

4 臨床栄養師研修委員会等細則

(目的)

第1条 この細則は、臨床栄養師資格認定規則第5条に規定する臨床栄養師研修委員会等について、必要事項を定める。

(委員会の種類、設置等)

第2条 委員会は、臨床栄養師研修委員会、臨床栄養師研修運営委員会、臨床栄養師研修カリキュラム委員会、臨床栄養師施設研修委員会4種類とする。

2 臨床栄養師研修委員会は、臨床栄養師の資格の認定及び登録に関し、重要な事項を審議し、必要に応じて当該事業計画を策定するとともに、当該事業の推進に努める。

3 臨床栄養師研修運営委員会は、臨床栄養師研修の運営及び制度等の見直し検討を行い臨床栄養師研修委員会に諮る。

4 臨床栄養師研修カリキュラム委員会は、臨床栄養師の認定研修（認定講座及び臨床研修）に関し、必要な事項を審議し、具体的な研修カリキュラムを策定するとともに、当該事業の推進に努める。

5 臨床栄養師施設研修委員会は、主として臨床研修に関し、必要な事項を審議し、臨床研修施設の要件等を策定するとともに、当該事業の推進に努める。

6 委員会の設置及び廃止は、理事会において審議し決定する。

(構成等)

第3条 各委員会の委員は、理事会の議を経て、理事長が委嘱するものとする。また、理事長は必要に応じて学識経験者の中から専門委員を委員会の推薦を経て、委嘱できるものとする。

2 各委員会の委員は前項の専門委員を除いて、任期は2年とし、再任を妨げない。

3 各委員会の委員は、20人以内とする。

4 各委員会の委員長及び副委員長は、委員の中から理事長が任命する。

(招集)

第4条 各委員会の招集は、当該委員長が行うものとする。

(議長)

第5条 各委員会の議長は、当該委員長がこれに当たる。ただし、委員長に事故があるときは、当該副委員長がこれに当たるものとする。

(議決)

第6条 各委員会の議決は、委員会出席委員の過半数の賛否によって行い、可否同数の場合は、当該委員長がこれを決するものとする。

(理事会への報告)

第7条 各委員会の委員長は、審議を終了したときは、速やかに書面をもって、その経過及び結果を理事会に報告しなければならない。

2 各委員会の委員長は、審議を終了しない場合であっても、任期が満了するときは、書面をもって、その経過を理事長に報告しなければならない。

(小委員会等)

第8条 各委員会は、必要に応じて小委員会を設けることができる。

2 小委員会の運営等に関し必要な事項は、各委員会において定める。

(運 営 等)

第9条 委員会の議事は公開しない。

(庶 務)

第10条 各委員会の庶務は、事務局でこれを処理する。

付 則

- 1 この規則は、会則第3条第4号に規定する事業の開始の日から施行する。
- 2 この規則は、平成22年6月に改定し、平成22年7月1日から施行する。
- 3 この細則は、令和3年6月に改訂され、令和3年6月より施行する。